

平成18年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成18年6月13日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 報告第8号 平成17年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第9号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第10号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第11号 平成17年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第14 報告第12号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第15 報告第13号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第16 報告第14号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第17 報告第15号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第18 報告第16号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
- 日程第19 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 議案第52号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第53号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第54号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第55号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第56号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正

する条例について

- 日程第25 議案第57号 本巣市税条例の一部を改正する条例について  
日程第26 議案第58号 本巣市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例について  
日程第27 議案第59号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について  
日程第28 議案第60号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について  
日程第29 議案第61号 根尾生活支援ハウスほか14件の指定管理者の指定について  
日程第30 議案第62号 字の区域の変更について  
日程第31 議案第63号 平成18年度本巣市一般会計補正予算（第1号）について  
日程第32 議案第64号 平成18年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第33 議案第65号 平成18年度本巣市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について  
日程第34 議員派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

## 出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

---

## 欠席議員（1名）

18番 戸部 弘

---

## 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	宇野利数
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣

産業建設部長 服部次男  
教育委員会  
事務局長 堀部秀夫  
代表監査委員 三田村晃司

上下水道部長 林賢一  
林政部長 藤原俊一

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 坪内博  
議会書記 川口直紀

議会書記 杉山昭彦

---

## 開会の宣告

### ○議長（上谷政明君）

ただいまから平成18年第2回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、あらかじめ皆さんに報告をしておきます。

新聞記者が議場内の写真撮影をしようと思いますが、許可をしてありますので、御報告を申し上げておきます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 鏑本規之君と4番 白井悦子君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月23日までの11日間とし、6月14日から6月20日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月23日までの11日間とし、6月14日から6月20日までを休会とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告について

### ○議長（上谷政明君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私から報告します。

議長報告、3月30日に平成18年第1回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会が会期1日で岐阜市役所で開かれましたので報告します。副議長の選挙があり、副議長に広江政明笠松町長さんを選出し、議案第1号 平成18年度一般会計歳入歳出予算の総額1億2,137万4,000円、議案第2号 岐阜市の条例を準用する条例の一部を改正する条例制定についての2議案が上程され、全会一致で原案のとおり承認されましたので報告します。なお、本市の措置児童はゼロ人です。

4月18日、第89回東海市議会議長会が静岡市で開催され、後藤副議長とともに出席しました。内容は、新市の紹介、永年在職議員の表彰に続いて議事に入り、平成17年度議長会決算認定、平成18年度議長会予算について、原案のとおり承認されました。次期開催地につきましては、三重県名張市に決定しました。

5月19日、中濃十市議会議長会が各務原市、ベルアペル各務原で開催され、後藤副議長とともに出席をしてきました。平成17年度中濃十市議会議長会決算認定、平成18年度中濃十市議会議長会予算ほか5案件が承認されました。なお、平成19年度の議長会開催市は、可児市に決定されました。

5月24日、第82回全国市議会議長会定期総会が東京、日比谷公会堂で開催され、後藤副議長とともに出席してきました。初めに、特別表彰者 365名、一般表彰者 1,871名の表彰式が行われ、引き続き平成17年度全国市議会議長会決算及び平成18年度全国市議会議長会会計予算について、原案のとおり承認されました。

25日は午前10時から議長のみ、皇居において天皇陛下に拝謁をさせていただきました。なお、その後、皇居の参観がありました。

総会等の資料につきまして、ごらんになりたい方は議会事務局に置いてありますので、事務局にお申し出ください。以上で報告を終わります。

次に、特別委員会からの報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鵜飼静雄君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会の報告をいたします。

議会だよりの第10号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであり、掲載内容については、3月定例会の内容が主なものとなっています。表紙は、真正地域の竹後の北野神社の大祭、あるいは本巣地域の文殊の芋観桜を撮りに行き、掲載をいたしました。2ページからは、定例会で採択された意見書、10人の議員による一般質問、議決された議案の内容、委員会報告の順に掲載し、最終ページには、NPO法人もとす移送サービスの活動内容を紹介いたしました。

今回は3月29日、4月6日、4月17日、計3回にわたって委員会を開催し、皆さんから提出いただいた原稿をもとに編集し、発行いたしました。

なお、次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして8月1日に発行する予定でおります。原稿の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告です。

#### ○議長（上谷政明君）

次に、行政改革検討特別委員会の報告をお願いします。

行政改革検討特別委員会委員長 後藤壽太郎君。

#### ○行政改革検討特別委員会委員長（後藤壽太郎君）

それでは、行政改革検討特別委員会の開催いたしました内容について御報告させていただきます。

4月24日午前9時から本庁舎第1委員会室において、行政改革検討特別委員会を開催いたしました。委員会には委員全員が出席し、説明のため高木助役、土川総務部長、宇野企画部長、遠藤総務部次長兼企画部次長ほか関係職員の出席を求めました。

一つは、各常任委員会に依頼した行政改革項目の検討の確認についてということで、3委員会とも委員会の中で検討をするということに決定されました。

二つ目におきまして、行政改革検討特別委員会で検討する四つの項目について、以後どういうふうに進めていったらいいかということをお話しして、その意見が出ましたことをここで発表させていただきます。

一つ、公共施設については、施設の一覧表を提出してほしい。

一つ、イベントについては、各部署のすべてのイベントについて提出をしてほしい。主管課等、実行委員会の予算の一覧表も提出を願いたい。

一つ、市有地の有効活用については、公社、それから基金、一般等、市が関与する物件の一覧表を提出していただきたい。

一つ、分庁舎方式については、具体的には糸貫分庁舎をどうするかとの意見がありましたが、平成18年度企画課において特化プラン検討業務委託料として今年度280万の計上をされていますが、この280万の詳細はどうかという話がありまして、この時点において各分庁舎の建設年度、修繕費等、資料の提出をお願いしたいということ。また、柿の里についても同様の御意見がございました。

一つ、本巣市行政改革大綱の実施計画の平成18年度と平成19年度に実施及び準備・検討するものについての資料をそろえてほしいという意見が出ました。

この四項目について、今後同時進行で行っていかうという話になりました。いろいろな意見が出ましたが、次回から提出された資料をもとに検討していくことに決めました。

以上、行政改革検討特別委員会の報告をさせていただきます。

#### ○議長（上谷政明君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

20番 遠山利美君。

#### ○20番（遠山利美君）

もとす広域連合議会から報告します。

平成18年第2回もとす広域連合議会臨時会が、平成18年5月1日限りの1日間の会期で開催されましたので報告します。

今臨時会は、本年4月1日からの介護保険制度の改正及び障害者自立支援法の施行等に伴い、もとす広域連合規約の一部が変更されたことにより、関係条例の整備や平成18年度予算の補正を行う必要が生じたために開催されたものです。

臨時会に提出された議案は、もとす広域連合広域計画の変更に関するもの1件、条例の制定案1件、条例の一部改正案4件、平成18年度補正予算案2件、専決処分の承認を求めるもの2件の計10

件で、いずれも広域連合長提出でした。

では、提出された議案について説明します。

まず広域計画の変更に関するものは、先ほど申しましたとおり、本年4月1日、もとす広域連合規約の一部が変更されたことに伴い、広域計画の関係箇所について所要の変更を行うものでした。

次に条例の制定案については、もとす広域連合障害程度区分認定審査会設置条例を制定するもので、障害者自立支援法の施行により、障害者が福祉サービスの提供を受ける上で必要な組織、市町による障害程度区分の認定のための審査判定業務が、もとす広域連合において共同処理することになったことに伴い、審査会を設置するため、本条例を制定しようとするものでした。

次に条例の改正案については、次の4案でした。

まず、もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については、人事院規則の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものでした。

次に、もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案については、地方公務員災害補償法の通勤の範囲の規定及び障害の等級に係る規定の改正が行われたことに伴い、同法第69条第1項の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤職員についても同様の措置を講ずるため改正を行うものでした。

次に、もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、先ほど申しました、もとす広域連合障害程度区分認定審査会設置条例を制定することに伴い、審査会の委員等の報酬を定めるため改正を行うものでした。

最後に、もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例案については、先ほど申しましたとおり、本年4月1日、もとす広域連合規約の一部が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものでした。

次に、平成18年度の補正予算案については、先ほど申しました障害程度区分認定審査会の委員等の報酬を定めることに伴い、一般会計を324万2,000円増額補正する案と、大和園において居宅介護支援事業を開始することに伴い、老人福祉施設等特別会計95万円を増額補正する案の2件でした。

次に、専決処分の承認を求めるものについては、平成18年度から平成20年度までのもとす広域連合介護保険事業計画期間中の第1号被保険者に係る介護保険料率を設定するため、もとす広域連合介護保険条例の一部改正につき専決処分したものと、市町合併により岐阜縣市町村職員退職手当組合規約を変更する協議について専決処分したものの2件について、議会の承認を求めるものでした。

提出された議案については、いずれも慎重な審議の末、原案どおり可決とされました。

また、前回の2月定例会において、委員会委員の任期の都合で委員の選任を行ったのみであった各委員会の正・副委員長が決定されました。詳細につきましては、事務局に委員会構成名簿がありますのでごらんください。

以上で、もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

続いて、行政報告をお願いします。

市長 内藤正行君。

### ○市長（内藤正行君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、もとバスの利用状況について御報告をいたします。

もとバスの利用状況につきましては、今月1日の総務企画委員会においても御説明をさせていただきましたが、昨年度の乗降客調査やもとバス利用市民会議での意見などによりまして、路線の変更や増便、また1便当たりの運行時間を短縮するとともに、本巢市地域南部につきましては、福祉バスのささゆり号の路線を新設しまして、5月1日から運行を開始いたしました。

この結果、昨年度におきましては、もとバスの月平均利用者は699人という人数になっております。改正後のことし5月の1ヵ月間で見てみますと、もとバス利用者と、先ほど申しました本巢南部地域に「ささゆり号」を走らせているわけですが、これらを合わせまして862人の利用者になっておりまして、月利用者では163人増加しているところでございます。

今後、樽見鉄道や既存バスとの乗り継ぎなどを掲載した「お出かけマップ」を作成しまして各戸に配布するなど、利用増を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、モレラ岐阜のオープン後の状況についてでございますが、モレラ岐阜のオープンに伴いまして、ゴールデンウィーク中につきましては、市におきましても、事業者でありますモレラ岐阜、さらに岐阜県県土整備部、県土木事務所、岐阜県警察本部、さらに北方警察署等と連携をいたしまして、市民からの問い合わせや交通渋滞等に対応できるような体制をとってまいっております。一部浄化槽のトラブルはございましたが、当初心配していたほどの渋滞もなく、推移しているところでございます。

5月末までのモレラ岐阜の駐車台数は41万8,000台、来店客数約148万人と当初計画を上回る状況とのことでございます。

樽見鉄道新駅のモレラ岐阜駅利用者も、4月21日の開業以来、5月末で3万6,173人、1日平均882人の乗降客がありました。樽見鉄道の平成17年度の年間旅客輸送人員は68万人でございまして、平成18年度におきましてはモレラ岐阜駅の開業に関連しまして大幅な輸送人員の増が見込まれるところでございます。

また市の総合案内所についてでございますが、現在では公共施設や道路案内の内容が多いということでございますけれども、今後はイベントのPRとか、市のもろもろのチケット販売など、積極的な市の観光PRに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に市の防災対策についてでございますが、市の防災対策といたしましては、昨年市民みずからが地域の危険箇所や避難場所を知っていただきますため、地域ごとに震度6強の大規模地震を想定しました災害図上訓練を実施いたしました。また、水害発生時に安全に避難するための避難所や避難経路上の危険箇所、緊急連絡先などの情報を掲載しました洪水ハザードマップを作成いたしまして、全世帯に配布させていただいているところでございます。

今年度におきましては、議員各位や自治会の代表者等の御出席をいただき、洪水ハザードマップをベースにしました台風や集中豪雨を想定した洪水に対する図上訓練を4地域ごとに実施する計画をしておりまして、既に今月8日に根尾地域で実施したところでございます。

また、今年度から4地域で組織されていまして市消防団が一つに統合されたほか、防火や防災に対する啓発活動等を目的に女性消防団を組織しまして、6月1日に入団式を開催したところでございます。

今後、防災行政無線の平成19年度の完成を目指しますとともに、さらに地域防災体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次にフェロシルトについてでございますが、フェロシルトにつきましては3月議会にも経過報告させていただきましたが、県では2月末までに全量撤去等を内容とする措置命令を発しまして、履行期限内の撤去に向けて厳しい指導をしていただいているところでございます。

しかしながら、石原産業は、最終処分場の確保ができないことや四日市工場への搬入台数が地元の意向により規制されていること、また早野地区の地権者との協議が難航していることなどから、撤去期限の猶予を求めておりますが、県では撤去期限の延長は認めず、フェロシルトの早期撤去を迫っております。5月末でのフェロシルト搬出量は1万4,000トンでありまして、ボーリング調査により撤去予定総数量は5万2,000トンとなっておりますので、約27%の進捗ということになります。今後、市といたしましても、県とも連携をとりながら、石原産業に対して早期撤去を強く要望してまいります。

次に、ストックヤードの整備についてでございますが、真正地域、根尾地域のストックヤードにつきましては、昨年6月から日曜日または土曜日の月2回、粗大ごみ、有害ごみなどの受け入れを開始いたしました。

今年度からは、搬入台数の多い真正地域につきましては、平日の第4水曜日も搬入の受け入れを開始し、1日約270台が搬入されております。また、本巣地域のストックヤードは、今月7日から受け入れを開始いたしました。糸貫地域につきましては、従来どおりステーション回収を行っておりますが、本巣または真正地域のストックヤードへの搬入も可能であります。今後につきましては、搬入状況を見ながら、本巣及び真正地域ストックヤードを利用した収集方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、根尾診療所の運営改善後の状況についてでございます。

根尾診療所につきましては、18年度から新たに土曜日の午前中、及び火曜日、木曜日の午後4時から午後7時まで診察することとし、医療における地域住民の利便性の向上を図ってきたところでございます。このため、診療日数は年間48日、診療時間を465時間増加しまして、運営改善後、午後の診療では、4月には1日10人でありましたが、5月では1日15人、土曜日の診察におきましても1日30人前後の方が受診されておまして、新しい診療体制も定着しつつあります。

また、市民の方からも夕方診療により受診機会がふえた、あるいは職員の患者に対する対応も向上したという好ましい御意見もいただいているところでございます。

次に、飛騨美濃合併 130周年記念イベントについてでございます。

飛騨と美濃が合併しまして現在の岐阜県の姿になってから 130年という節目の年を迎えまして、県、特に岐阜地域振興局から各地域のイベントにおきましても、記念イベントとするよう要請を受けているところであります。

市におきましても、飛騨美濃合併 130周年記念イベント事業として「うすずみレセプション」を初め、「花とほたる祭り」などを開催し、周知を図ってきたところでございます。

大型商業施設のリバーサイドモールや、モレラ岐阜により、交流人口はますます増加しつつありますので、市の特色を生かし、対名古屋圏を意識した観光PRとか富有柿、米、花などの農産物の消費拡大を目的としたイベントを開催していきたいと考えているところでございます。

以上、行政報告を終わります。

#### ○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 報告第2号から日程第9 報告第7号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（上谷政明君）

これより日程第4、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）から日程第9、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

#### ○市長（内藤正行君）

それでは、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第65号）でございますが、平成18年4月1日から施行されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、議会の承認を求めものでございます。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、議会の承認を求めものでございます。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巣市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、

議会の承認を求めるものでございます。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上の詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてでございます。

診療報酬の算定方法を定める件の施行に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上の詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

報告第2号から報告第5号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

#### ○総務部長（土川 隆君）

平成18年3月31日に専決処分をさせていただきました報告第2号から報告第5号につきまして、順次御説明を申し上げます。

お手元に配付させていただいております本巢市議会定例会議案説明資料、本巢市条例改正の概要というのをごらんいただきたいと思います。その中で右下にページが振ってあります。1ページをごらんいただきたいと思います。

本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要ということであります。

1番目といたしまして、改正趣旨であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第65号）が平成18年3月27日に公布され、同年4月1日施行されたこと、及び非常勤消防団員に対する損害補償の適正化を図るため、本巢市消防団員等公務災害補償条例を改めたものであります。

2番目といたしまして、改正内容でございます。1番といたしまして、補償基礎額の改定であります。アといたしまして、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のように改定したことということで、別表第1関係でございます。5ページをごらんいただきますと、新旧対照表の中で、右側が現行であります。左側が改正後ということでありまして、階級の団長及び副団長

の欄の20年以上、1万4,200円、この部分につきましては同額ということで改定いたしません。それ以外につきましては、40円から最高200円までの引き下げということでもあります。

もとに戻ります。1ページでございます。イといたしまして、消防作業従事者、救急業務協力者及び水防事業者に係る補償基礎額の最低額を8,800円に改定いたしました。第5条第2項第2号関係でございます。今までは9,000円でしたが、200円の引き下げということでもあります。

ウといたしまして、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、配偶者に係る扶養加算額を433円に改定したということでもあります。以前は450円でありましたが、433円ということで引き下げてあります。

(2)といたしまして、介護補償の額の改定ということでもあります。介護補償の額を次のように改定いたしました。第9条の2第2項関係でございます。区分欄の他人介護の中で、常時介護につきましては、現行より380円の引き下げで10万4,590円ということでもあります。随時介護につきましては、現行より190円の引き下げで5万2,300円ということでもあります。区分欄の家族介護につきまして、その中の常時介護、現行より240円の引き下げで5万6,710円ということでもあります。随時介護につきましては、現行より120円の引き下げで2万8,360円ということでもあります。

最後に、適用関係でございます。この条例は、18年4月1日の施行ということでもあります。それで、18年の4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償並びに平成18年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるということでもあります。

続きまして報告第3号、本巢市税条例の一部を改正する条例でございます。

条例改正の概要の6ページをこらんいただきたいと思います。

まず、本則部分でございます。第24条の2であります。個人の市民税の均等割非課税の範囲の規定の部分でございます。非課税の範囲の加算額を見直いたしました。現行「17万6,000円」を「16万8,000円」に引き下げたものであります。

第31条の2であります。法人均等割の税率の規定でございます。法人区分表の1号法人から8号法人の字句の整備ということで、税率の変更はございません。

第61条の9・10項で、固定資産税の課税標準の規定でございます。住宅用地、小規模住宅用地の特例は変わらず、字句の整備というものでございます。

第95条、たばこの税率の規定であります。たばこ税の税率の引き上げということで、平成18年7月1日から適用されるということでもあります。なお、附則で特例を定めておりますが、本則では1,000本につき「2,743円」を「3,064円」ということで321円の引き上げというものであります。

続きまして、本則の附則でございます。

第5条、個人の住民税の所得割の非課税の範囲の規定であります。生活保護基準額の見直しに合わせて、個人住民税の所得割で非課税の範囲の加算額が「35万円」から「32万円」に引き下げられたものであります。

第10条の2ですが、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告とい

う規定でございます。昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震改修工事を施した場合、固定資産税の税額を次の期間、2分の1に減額するというものでございます。平成18年から21年末までの改修工事につきましては3年度分、平成22年から24年末までの改修工事につきましては2年度分、平成25年から27年末までの改修工事につきましては1年度分ということであります。

第10条の3であります。阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。及び第11条、土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でございます。第11条の2、平成19年度または平成20年度における土地の価格の特例の規定でございます。法律の改正に伴う規定の整備及び年度の延長、11条の2は、宅地の価格に著しい下落が見込まれる場合においては、簡易な方法（時点修正）により下落修正ができる特例措置を継続するというものでございます。

第12条、宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございます。及び第12条の2は削除ということであり、固定資産税の負担調整措置ということで、商業地につきましては、1番といたしまして、負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とするというものでございます。現行制度と同じということであり、2番目といたしまして、負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置くというものであります。現行制度と同じということです。3といたしまして、負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とするというものであります。ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とするというものでございます。

住宅用地につきましては、1番といたしまして、負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置くということであり、現行制度と同じということであり、2番目といたしまして、負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額住宅用地特例率（6分の1または3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）の5%を加えた額を課税標準額とするというものであります。ただし、当該額が本則課税標準額80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額とするというものでございます。

第13条、農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございます。一般農地及び一般市街化区域農地における負担調整措置については、これまでどおりとし、引き続き継続するというものでございます。

第13条の3は削除ということであり、

第14条、免税点の適用に関する特例及び第15条の2、特別土地保有税の課税の特例の規定でございます。これにつきましては、所要の規定の条文の整備ということで、内容の変更はございません。

第16条の2、たばこ税の税率の特例ということであり、95条の改正に伴い、旧3級品以外のたばこ税率「2,977円」を「3,298円」に、旧3級品のたばこ税率「1,412円」を「1,564円」と

するというものであります。旧3級品といたしますのは、わかばとかエコー、しんせい等の銘柄のたばこでございます。

第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例という規定でございます。改定日米租税条約及び新日英租税条約に基づく特典条項の付表が提出された場合には、的確な相手国の居住者に対して配当及び金融機関の受取利子等の税率の引き下げが、所得税だけでなく住民税についても適用されるということでありまして。

附則といたしまして、施行期日は平成18年4月1日からということでありまして。なお、たばこの税率改正につきましては、平成18年7月1日からの施行ということでありまして。

それ以外に経過措置とか、読みかえ規定等の規定でございます。

続きまして、報告第4号でございます。中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の資料の30ページをごらんいただきたいと思っております。

この条例につきましては、中部圏開発整備法第14条第1項の規定によりまして、都市開発区域として指定された区域内において工業生産設備を新設し、または増設したものに係る市税の特例を定めるという条例でございます。

その中で第2条、定義の規定がございまして、この定義の規定の部分において改正ということで、次の31ページをごらんいただきたいと思っております。右側が現行ということで、固定資産税の不均一課税の適用期限の延長ということでありまして。現行は指定の日から「5年」以内といったことになっておりますが、改正後につきましては「平成20年3月31日までの期間」に改めたということでありまして。

続きまして報告第5号、農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例につきましては、農村地域工業等導入促進法第5条第1項に基づく実施計画により定められた工業等導入地区の区域のうち、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令に定める要件に該当する区域において工業等の用に供する設備を新築し、または増設したものに係る固定資産税の特例を定める条例であります。

この条例の中の第2条、固定資産税の課税免除の規定の部分において改正をするものでございまして、33ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。現行につきまして、課税免除の適用期限を「平成18年3月31日」までという部分を「平成20年3月31日」までに改正するというものでございます。先ほどの報告第4号と同様、平成18年4月1日から施行するというものでございます。以上でございます。

#### ○議長（上谷政明君）

報告第6号と報告第7号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 杉山勝美君。

#### ○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、報告第6号と7号の補足説明をさせていただきます。

まず第6号でございますが、今回健康保険法の規定による療養に要する額の算定方法が平成18年3月31日で廃止され、新たに診療報酬の算定方法が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の整理をするものでございます。

お手元の説明資料の34ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表でございます。こちらで御説明を順次させていただきます。

主な改正部分につきましては、国保条例第6条第2項の一部負担金でありまして、内容につきましては、往診料の項注4及び歯科訪問診療の項注7で、往診及び歯科訪問診療が、距離16キロを超える場合と、特殊な往診等を行った場合の療養に要する費用の額の算定方法について、診療報酬の算定方法が改正されたことにより、今回該当する規定を整理させていただくものでございます。よろしくお願いたします。

次に、報告第7号でございます。

お手元の説明資料35ページになります。ごらんいただきたいと思います。

今回専決させていただきました国税条例の内容については、平成16年度税制改革等において公的年金等の控除が見直され、さらに老年者控除が廃止されたことにより、今年3月地方税法等の一部改正があり、それに伴うものでございます。

まず1点目でございますが、介護納付金の賦課限度額でございます。国税条例第2条、課税額の第3項及び第13条、国税の減額、第1項中の介護納付金に係る課税限度額が、介護保険の給付費の増加に伴い、介護保険第2号被保険者の保険税の引き上げが避けられないことや中間所得者層への配慮など、被保険者間の負担の公平を図る観点から行われるもので、政令基準の「8万円」から「9万円」に引き上げられたことによる改正でございます。

2点目でございますが、国民健康保険税の所得割額の算定基礎についてであります。国税の賦課方式は加入者全員の課税総所得金額によって算定される旧ただし書き方式を原則とすることから、今回公的年金控除の見直しでは、控除額が140万から120万に引き下げられ、また老年者控除の廃止では、課税対象額が所得税で50万円、住民税で48万円の増加ということになります。このことから、影響を受ける国保被保険者について激変緩和措置ということで、平成17年1月1日現在において65歳以上であった者について、段階的に本来負担すべき保険税額に移行できるよう、経過措置期間中の平成18年度から2年間、保険税の算定の際に特別控除を適用する措置であります。

次に、説明資料36ページをごらんいただきたいと思います。附則第6項の次でございますが、次の4項を加えるというもので、第7項は平成18年度分の公的年金等所得に係る国税の減額の特例でありまして、算定基礎から28万円を控除するものでございます。

続いて、説明資料37ページの附則第8項でございますが、その2年目の平成19年度分の公的年金等の所得に係る国税の減額の特例でありまして、算定基礎から22万円を控除するものであります。

次の附則第9項は、平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例であり、算定基礎から13万円を控除するものでございます。

次の附則第10項は、その2年目の平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特

例でありまして、算定基礎から7万円を控除するものでございます。

次に、説明資料38から40ページにかけてでございます。附則第11項から附則第18項については、地方税法等の改正により譲渡所得の金額の該当規定を整理させていただいたものでございます。

次の41ページでございますが、附則に次の2項を加えるものでございます。附則第19項と附則第20項については、日英租税条約の締結に絡み、条約適用利子等及び条約適用配当等の課税のために必要な規定の整備をしたもので、市内に住所を有する個人が支払いを受けるべく特定外国配当のうち、地方税法に定める利子及び配当金の所得に対して国保税の所得を課すための改正でございます。よろしく願いをいたします。

以上が6号、7号でございます。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

#### ○21番（鵜飼静雄君）

本件については、説明資料の中で損害補償の適正化を図るためというふうに書いてあります。一般的に適正化を図るといって、よくする場合とかいろんなケースがありますが、普通、行政用語でいうと、「適正化」というのは引き下げるといふふうにとられるような状況であります。今回も例に漏れず、補償基礎額等の引き下げということであります。たまたまきのうの新聞で消防団員が、これは非常勤消防ではありませんが、消防団員が火災現場で亡くなったという記事が載っておりました。というように、非常に危険な作業であります。そうした中で、こうした補償基礎額が引き下げられるというのはいかかなものかということを引きのう改めて感じておりましたが、どのようにお感じでしょうか。

#### ○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

#### ○総務部長（土川 隆君）

今回の条例改正につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、国の政令の一部を改正する政令に伴いまして改正するというところでございます。損害補償の適正化を図ることについての意味合いの御質問でございますが、この政令の改正につきましては、国の方で言っていますのは、最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員に関する損害補償に係る補償基礎額及び介護補償の額の改定を行う必要があるからであるといった改正理由であります。その改正についての通知を消防庁長官から岐阜知事、岐阜知事からこの市町村長に通知が来ているわけでございます。その中で、改正の趣旨ということで、非常勤消防団員等に対する損害補償の適正を図るためと

いうことで通知文書には入っております。そういった一部を引用させていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

政令ということで専決処分されて、もう4月1日から施行されておることは理解できるわけですが、今、鵜飼議員が言われた意見と、僕も非常にそんなようなことを思うわけで、例えばこれが報償費とか手当とか、そんなようなことだったらわかるわけですが、公務災害補償ということで、本当にやり切れないあとということを思うわけです。

市長にお伺ひしたいのは、これは政令ということですので、政令ということに対して異議を訴えろとか、また意見を言えろとか、そのようなことができるかどうか、言えるのかどうか、その辺のことをちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

国会で決められた法律改正でございますので、私どもはその国会の法律改正に従っていかざるを得ないということでございます。異議を申し立てるとなりますと、これはそれによって改正をすることができるということですね。特にこの場合は、災害補償にかかわらず補償関係の保険も含めまして、大変厳しい財政事情になっているということで、すべてのものに改正を加える。改正というものは減額の方向になっているわけでございますが、そういう方向をこの少子・高齢化時代に当たりまして、そういった部門ですべての財政運営を考えての決定でございますので、それについてはやむを得ないことではないかと、このように思っておる次第でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鶴飼静雄君。

○21番（鶴飼静雄君）

簡単に申し上げますが、国が決めたから、それに従わざるを得ないという部分については確かにあります。けれども、現実を見たときに本当にそれでいいのか。決まったことは決まったこととしても、じゃあ市としてはどういうことができるのかということ、別個の問題としてでもやっぱり考えていく必要があると思うんですね。それは次の市税条例等、そのほかのものにもかかわって来ると思いますが、国が決めたからすべてそのまま、後は何も考えないというやり方ではなく、それはそれとして市としてのやり方というのを追求していく、そういう姿勢を求めつつ、本案については反対をしたいというふうに思っています。

○議長（上谷政明君）

反対者の発言がありました。賛成者の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

先ほど質問がありましたように、大西議員、鶴飼議員の意見、私もよくわかりますが、市長が先ほども申されたように、やはり国から交付税等いろいろもらって、そしてまたその意見等を聞きながらやっておる中で、これはいたし方ないと思います。

以上によって、賛成するものであります。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論ありますか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。

報告第2号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鶴飼静雄君。

○21番（鶴飼静雄君）

これも先ほどと一面では似ているので、国の法改正によるものということではありますが、先ほど

討論の中で若干申し上げましたように、この非課税の範囲の加算額を減額するということによってどのぐらいの影響が実際に出てくるのかということが、もしわかれば教えてほしいというふうに思いますが、わからなければ結構です。

特にお伺いしたいのは、今、格差社会ということがしきりに言われている中で、こういう引き下げがなされるということは、格差の低い方の人たちにさらに圧迫を加えるものではないかというふうに思います。そういう中で、先ほど申し上げたように、法律の改正は歴然となされ、これも4月1日からもう実際に施行されているという中ではありますが、市としてこうした非常に不利益をこうむる人たちがいれば、そうした人たちにどう対応していくかということは別個の問題として考えていくことが必要ではないかというふうに思いますが、そうした検討というのはなされたか、あるいはしようという思いはあるのでしょうか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

均等割非課税の範囲で加算額を見直したということで「17万 6,000円」から「16万 8,000円」、8,000円引き下げたということであります。これに対してどの程度影響があるかといった御質問でございますけれども、影響人数、影響額等につきましては試算をしております。

あと後段の質問ですけれども、検討していないということであります。今後につきましては、質問書にありますように、検討していきたいということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

今申し上げましたように、専決をされる場合には、こういう不利益をこうむる人たちについてどう対応が市として可能なのか、不可なのか、そういうことは常にセットで考えるというくせをつけてほしいということを申し上げ、本案について反対をいたします。

○議長（上谷政明君）

反対者の発言がありました。賛成者の発言はありますか。

[挙手する者あり]

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

今、地方で大変少なくて苦慮しております。そんな中で、やはり国もこのように地方分権の中でそれぞれの地方が成り立つようにということで苦慮した方法だと思っております。

またそういった中でも、たばこ税は引き上げということで、我々もたばこを吸う人間においては大変痛いところですが、これも地方税、本巢市のために一生懸命また努力をしながら協力していこうということを思っております。

以上で、賛成するものであります。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

報告第3号を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

報告第4号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

報告第5号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

報告第6号を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この国保税条例の改正については、主な点は二つで、一つは介護保険料の限度額の引き上げと公的年金にかかわる負担調整ということですが、その中で、例えば公的年金の問題でいろいろ試算をしてみますと、総所得金額 200万円の場合に単純に計算しますと、17年度までは4万 3,800円、18年度に4万 8,910円、19年度に5万 3,290円ということで、17年度と比べると 111.7%、あるいは19年度で 121.7%、さらに20年度から調整がなくなって、まともにかかってくるということで、公的年金の控除の縮小20万円を、13万円と7万円ということで、18年度、19年度の2回に分けて若干の補正をするという程度にすぎないわけですね。さらに、もっと年金の少ない人、例えば150万円の人にとってみれば、簡単に17年度と20年度と比べてみますと、約3倍になるという計算になってまいります。

さらに、先ほど説明にもありましたように、老年者控除の廃止によってどんどん格差が広がっていく。そうしたことがこうした国保税にもまた反映してくるという状況。こういう中で、一体全体本当に生活の困っている人に、じゃあどうするんだということが、先ほどからいろいろ申し上げましたけれども、なかなか検討されないまま専決処分がなされているのではないかというふうに思わざるを得ません。その辺、もしいろいろ検討された部分がありましたら、お知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

なかなか難しい御質問でございますけれども、私どももこういった政令が変わることによって、非常に沈痛な思いがあるわけですが、やはり先ほどの税条例と一緒に、国の基準というもの

が変わってきました、こういった形で施策を変えていくということになってくるわけでございます。私どももいろいろ思いはないということはないんですけれども、やはりそういったことでいたし方ないかなという考えで今進めておるようなところでございますので、御了承願いたいと思います。

**○議長（上谷政明君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

**○21番（鵜飼静雄君）**

先ほど若干紹介しましたように、この改正によってどのくらい負担がふえるかということを経験して、私は改めてこれほどの負担増になるかということを感じました。それ以外のことは、先ほどから申し上げておる通りでありますので細かく申しませんが、そういう状況の中で、さらに介護保険の限度額も上がったということで、一層の負担を押しつけるという内容になっているということから反対をいたします。

**○議長（上谷政明君）**

反対の発言がありますが、原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

**○17番（大西徳三郎君）**

結論的に言えば、やむなしということで賛成をいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第7号を採決します。

報告第7号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例)は、承認することに決定いたしました。

暫時休憩をします。11時10分から再開します。

午前10時43分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 報告第8号から日程第13 報告第11号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第10、報告第8号 平成17年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第13、報告第11号 平成17年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

報告第8号 平成17年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、林道整備事業、西部連絡道路整備事業、商業施設周辺整備事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

報告第9号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、配水管布設事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

報告第10号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、地方自治法第213条の規定により、神海地区、真正地区の農業集落排水事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

報告第11号 平成17年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてでございますが、地方公営企業法第26条第2項の規定により、配水管布設替工事等の予算を翌年度に繰り越して使用する事故繰越額について、同条第3項の規定により報告させていただくものでございます。

以上の案件につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

報告第8号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、報告第8号 平成17年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をさせていただきます。

この繰越明許費につきましては、去る3月の議会におきまして、補正予算（第6号）の中で繰越明許費ということで設定について承認をいただいております。

内容につきましては、予算科目であります款6の農林水産業費、項2の林業費、事業名、林道整備事業でございます。これにつきましては、根尾地域の大井・能郷線、公共林道開設事業、鍋倉線、県単舗装事業の2路線分でございます。設定金額が5,356万6,000円に対しまして、翌年度繰越額が5,356万6,000円でございます。左の財源内訳といたしまして、県支出金が3,870万円、地方債が1,480万円、一般財源が6万6,000円でございます。

2点目の8の土木費、2の道路橋りょう費、事業名は西部連絡道路整備事業でございます。市道の改良工事ということで、5路線分でございます。設定金額が3億4,541万8,000円に対しまして、翌年度繰越額が3億4,541万8,000円。財源内訳といたしましては、県支出金で1億7,989万4,000円、地方債で1億3,980万円、一般財源が2,572万4,000円でございます。

3点目でございます。8の土木費、項2の道路橋りょう費、商業施設周辺整備事業でございます。市道改良工事3路線分等が主なものでございます。明許費の設定金額が4億2,674万7,000円に対しまして、翌年度繰越額が4億1,712万5,000円でございます。財源内訳といたしまして、既収入特定財源といたしまして1億2,430万3,000円、未収入特定財源で、諸収入といたしまして2億9,282万2,000円ということでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

報告第8号 平成17年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上をもって報告を終わります。

報告第9号から報告第11号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林 賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

それでは、報告第9号から第11号までの補足説明をさせていただきます。

報告第9号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の32ページをごらんください。

翌年度繰越額766万8,000円は、神海地区農業集落排水事業に伴うもので、配水管布設工事及び拡張工事費と設計委託料で636万8,000円でございます。及び根尾神所地内道路改良工事に伴う管路布設工事費130万円でございます。財源につきましては、諸収入の318万4,000円は農業集落排水特別会計からの移設補償費でございます。448万4,000円は一般財源でございます。

続きまして、報告第10号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の34ページをごらんください。

神海地区の翌年度繰越額 2,789万円は、管路工事費、水道管等移転補償費及び事務費などの費用でございます。財源につきましては、県支出金が 1,111万円、地方債 1,230万円、一般財源 448万円でございます。

真正地区の翌年度繰越額 1億 8,075万 8,000円は、管路工事、設計委託、水道管等移転補償費及び事務費などがございます。財源内訳でございますが、既収入の 129万円につきましては、受益者分担金の一部でございます。未収入につきましては、分担金が 761万円、県支出金が 8,029万 5,000円、地方債が 8,050万円、一般財源が 1,106万 3,000円でございます。

報告第11号 平成17年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書の36ページをごらんください。水道事業費の翌年度繰越額 1,040万 8,000円は、真正地区農業集落排水事業に伴うもので、水道管布設替工事費及び設計委託料でございます。財源につきましては、農業集落排水特別会計からの受託工事収益でございます。

資本的支出の翌年度繰越額 643万 8,000円は、農業集落排水事業に伴う拡張工事費と設計委託料で 453万 8,000円、及び西部連絡道路に伴う配水管布設工事費 190万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（上谷政明君）

報告第9号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第10号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第11号 平成17年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書については、以上をもって報告を終わります。

---

#### 日程第14 報告第12号から日程第18 報告第16号まで（上程・説明）

#### ○議長（上谷政明君）

日程第14、報告第12号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてから日程第18、報告第16号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

#### ○市長（内藤正行君）

報告第12号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、報告第13号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第14号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第15号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第16号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、以上の報告5件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定によるものであり、一括して御報告させていただきます。

報告5件は、各事業者の経営状況を説明する書類として、平成17年度事業報告及び決算、並びに平成18年度事業計画及び予算について提出し、報告させていただくものでございます。報告第12号

から第16号に係る詳細につきましては、各担当部長より御説明を申し上げます。

○議長（上谷政明君）

報告第12号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 宇野利数君。

○企画部長（宇野利数君）

それでは報告第12号、本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出させていただいておりますので、御説明をさせていただきます。

37ページの次から説明書類がついておりますので、お願いいたします。まず決算書の1ページをお願いいたします。

まず総括事項でございますが、本巢市から委託を受けまして都築紡績工場跡地6万6,118.62平米、これを7億6,181万9,000円で大和システム及び福田組から公共用地として先行取得を行っております。また、13年度に先行取得しました公共下水道終末処理場用地の最終売却分4,948平米を1億3,347万4,477円で本巢市へ売却しております。並びに、平成14年度に先行取得しました真桑小学校用地1,000平方メートルを3,016万7,875円で本巢市へ売却をしております。

理事会につきましては、ここに記載してありますように、昨年度4回開催をいたしまして、予算、決算、資金の借り入れ計画等について議決をされております。

次に2ページをごらんいただきたいと思っております。業務の方ですが、(1)の土地取得状況及び(2)の土地の処分状況といたしましては、先ほど総括事項で説明しました用地の場所、面積等詳細がそれぞれ記載されておりますのでお願いいたします。(3)の土地造成事業の状況でございますが、管理費の13万9,860円は、公社が保有しております土地の除草管理費用分を計上しております。それから(4)でございますが、関連施設整備事業としましては、都築紡績跡地の2万坪の一部に351万7,500円をかけまして、将来を見込みまして上水道管の取り出しができるようにされております。

次に3ページをお願いいたします。長期借入金といたしましては、公共下水道終末処理場用地に対する借入金額1億3,347万4,477円、これは全額償還をいたしております。また、都築紡績の跡地の取得に岐阜信用金庫から7億6,592万6,561円の借り入れを行っております。(2)の表は、17年度末におけます公社の保有土地の明細となっておりますので、目を通していただければと思っております。

4ページからは決算報告となっております。まず収益的収入及び支出でございますけれども、決算額の欄について説明をさせていただきます。

収入の第1項、公有地取得事業収益につきましては、市への売り払い分で、公共下水道の最終処分場用地の売り払い分として1億3,347万4,477円と真桑小学校用地の売り払い分として3,016万7,875円と合わせまして、1億6,364万2,352円の収入となっております。

2項の附帯等事業収益でございますが、ここに29万1,675円が決算額として載っておりますが、先行取得しました2万坪の一部を福田組等の現場事務所として貸した収益でございます。

次に事業外収益の受取利息でございますけれども、5,000円でございます。これは定期の利息で

ございます。

支出の第1項でございますが、公有地取得事業原価につきましては、先ほど収入の中で公有地取得事業収益をもたらしました事業原価の計上で同額となっております。

また、販売費及び一般管理費の14万730円につきましては、理事会等開催時の理事、監事の報酬でございます。

次に、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきまして、収入の第1項、長期借入金7億6,592万6,561円でございますが、都築紡跡地の2万坪の取得に係る借入金でございます。

資本的支出の第1項公有地取得事業の7億6,944万61円につきましては、都築紡績の跡地の用地代と借りに係る利息並びに上水道管の工事代金を合わせております。

第2項でございますが、土地造成事業の13万9,860円につきましては、屋井工業団地用地の除草代金でございます。

第3項の長期借入金償還金の1億3,347万4,477円は、先ほど御説明しました公共下水道終末処理場用地の金融機関への償還金で、全額を返済済みということになっております。

次に、6ページの損益計算書の説明をさせていただきます。

これは一定期間の収益が幾らあるかという表でございますけれども、平成17年度は1の公有地取得事業収益につきましては、先ほど言いました公共下水道、真桑小学校、終末処理場ということでございますが、(2)の附帯事業収益としまして、現場事務所として貸した収益が29万1,675円ありましたので、これから販売費及び一般管理費の費用を支払っても、6ページの一番下に記載されております15万5,945円が当期の利益となっております。

続いて、7ページの平成17年度末の貸借対照表の説明をさせていただきたいと思っております。

左の資産の部では、現金預金は2,794万9,628円でございます。公有地としまして、都築紡の2万坪の用地7億6,944万4,061円と未成土地としまして、屋井の工業団地用地5,399万1,538円がございます。長期定期預金の500万円は資本金でございます。4の固定負債としまして、2万坪に係る長期借入金が7億6,592万6,561円。資本金といたしましては、出資金と準備金で9,045万8,666円。負債、資本合わせまして8億5,638万5,227円となっておりますのでございます。

次に8ページの財産目録につきましては、先ほど説明させていただきました内容と同じでございますので、省略させていただきます。

また9ページ以降につきましては、決算附属書類がつけてございますので、それぞれ先ほど御説明させていただきました内容と重複しますので、明細でございますが、目を通していただきたいと思いますと考えております。

監査意見書の次に添付してございます18年度の本巢土地開発公社事業計画及び予算につきまして説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

まず事業計画では、公有地取得事業としまして都築紡績跡地2万坪取得に係ります長期借入金の利子返済分735万3,000円と、その敷地の中のガードレール設置工事150万円を見込んでおりまし

て、合計額で 885万 3,000円を計上いたしております。

2の附帯事業収益につきましては、2万坪の一部、2万 3,620平米をモレラ岐阜へ駐車場として貸し付ける計画がございますので、その賃貸収入が 2,572万 3,000円といったことで計上をさせていただいております。

次、2ページをお願いいたします。

18年度の予算でございますけれども、収益的収入では、第1款第1項附帯等事業収益 2,572万 3,000円は、先ほどのモレラ岐阜への貸付収入でございます。

販売費及び一般管理費の 772万 7,000円は、理事会、監事会等における理事、監事の報酬と今回、職員の方の手当、賃金等の経費でございます。

それから、資本的収入でございますが 735万 3,000円は、長期借入金の利子返済分を借り入れて返済しますので、その額を計上しております。

次に3ページの資本的支出でございますが、公有地取得事業費 885万 3,000円は、1ページの事業計画でも説明させていただきましたように、利子返済分とガードレール設置費等を計上しております。

以下4ページからにつきましては、今説明しました明細でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上で、本巢市の土地開発公社の経営状況の説明とさせていただきます。

#### ○議長（上谷政明君）

報告第12号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上をもって報告を終わります。

報告第13号から報告第16号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

#### ○産業建設部長（服部次男君）

それでは、報告第13号から16号の補足説明をさせていただきます。

まず報告第13号でございますが、財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について御説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページから5ページをごらんいただきたいと思います。

1の法人の概要として、設立年月日、寄附行為に定める目的、事業内容、所管官庁に関する事項、役員等に関する事項、職員に関する事項を記載しております。

2の事業の状況といたしましては、1の事業の実施状況で、野菜の栽培講習が4回、そば打ち入門の開催が2回、イベントといたしまして、織部の里もとす秋の収穫祭がそれぞれ記載してありますので、よろしくお願いをいたします。

5ページ中段以降に入らせていただきます。2として、役員会等に関する事項について記載をしており、理事会が3回、評議員会が3回開催されております。その議事につきましては、記載のとおりでございます。

7ページの下段をごらんいただきたいと思いますが、3の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移につきまして御説明をさせていただきます。

まず一般会計では、前期繰越収支差額 8,169万円に当期収支差額 574万 6,000円を加えまして、次期繰越収支差額は 8,743万 6,000円となっております。資産合計につきましては1億 4,317万 3,000円となっております、負債合計は 370万 9,000円を差し引きまして正味財産は1億 3,946万 3,000円となり、前年度に比べまして 524万 8,000円の増加となっております。

次に8ページの収益事業会計では、前期繰越収支差額 765万4,000円、当期収支差額 421万7,000円を加えまして、次期繰越収支差額は 1,187万 1,000円となっております。資産合計につきましては 5,881万 5,000円となっております、負債合計は 3,868万 4,000円を差し引きまして正味財産は 2,013万円となり、前年度に比べまして 212万 8,000円の増加であります。

次に、9ページから11ページまでは月別の利用者数、月別売上額、直売施設の月別売上額及び来客数を記載しております。利用者数は、前年に比べ約1万 6,800人の減、月平均では約 1,400人の減となります。売上額につきましては、約 900万円の減となっております。

次に、12ページから32ページまでは決算報告でありまして、それぞれ貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告となっておりますので、御一読いただきたいと思っております。

次に、33ページから43ページまでは平成18年度の事業計画並びに予算書でありまして、33ページ、34ページにつきましては事業実施方針、事業の概要でありまして、前年度とほぼ同様の計画となっておりますが、地産地消を積極的に推進し、地域の産業振興に貢献できる施設運営を展開し、地域の活性化に努めることとし、オープン5周年となることから、感謝セール及び粗品の配布等を計画しております。

35ページから42ページにつきましては、一般会計、収益事業会計に分けてそれぞれ掲示をしております、予算総額は収入支出それぞれ1億 5,796万円という予算になっております。

以上で、簡単ではございますが、財団法人織部の里もとの補足説明とさせていただきます。

続きまして報告第14号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について御説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページをごらんいただきたいと思っております。

昨年は 1,900万円強の赤字を出し、歯どめをかけるべく職員一丸となって運営したものの、不本意な結果に終わっております。セントレアの開港や愛・地球博、花博等大型イベントが近郊で開催されました。これは財団経営により影響は見られなかったということでございます。また12月早々の豪雪により利用客の大幅な減と、これに伴う収入の大幅な下降により大きな赤字となっておりますが、送迎を自前でできる体制の確立と、瑞穂市役所からの月1回の直行便の運行、イベント会場等での足湯によるPRを実施し、事業を行っておりますが、まだまだ課題が多いものと考えております。

1の概要につきましては、それぞれの部門等における実績及び課題を記載しております。

8ページから会議の開催状況を記載しておりまして、理事会が3回、評議員会が4回開催されて

おります。その議事につきましては、記載のとおりでございますので御一読ください。

次に11ページにつきましては、役職員に関する事項を記載しております。

12ページから20ページまでが決算報告でありまして、それぞれ貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告等となっております。

まず13ページの収支計算書の方からごらんいただきますが、一般会計では前期繰越収支差額は、14ページの中段の上に記載しておりますようにマイナスの1,077万7,000円となっております。当期の収支差額は、17ページに記載しておりますように95万2,000円となっております。これを差し引きまして次期繰越収支差額はマイナスの982万5,000円となっております。繰越損失となります。ここで借り入れでございますが、17年度、2,100万円の借入金の残がございますので御報告申し上げます。

財産目録をごらんいただきますと、19ページにありますように資産合計は7,504万1,000円となっております。負債合計は5,850万9,000円。これを差し引きまして期末正味財産額は1,653万1,000円となります。

次に、21ページから33ページまでは平成18年度の事業計画並びに収支予算につきまして記載をしております。

事業計画におきましては、持てる資源を最大に活用し、営業と宣伝に重点を置き、基本施策であります増収を図り、それぞれ部門ごとに増収策、支出削減策を講じ、集客及び売り上げの減少傾向の流れをとめ、収支改善を効果的に行うこととし、年間計画として収入支出それぞれ3億2,702万5,000円の予算となっております。

以上で、財団法人NEO桜交流ランドの補足説明とさせていただきます。

続きまして、財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について御説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、これにつきましてはNEOキャンピングパークでありまして、12月早々からの豪雪による休業等の影響を受けながらも、期末には売り上げにおいて5,415万3,000円と前年度比99%の値を示し、年間利用者数は年間延べ1万6,449人と2年連続で増加し、オープン以来2番目に多い集客を得ております。

事業の概要は、2ページから3ページの年間の活動報告ということで記載しております。イベント活動、その他広報、支援事業、研修活動等を記載しておりますので、御一読願います。

会議の開催につきましては4ページに、役職員につきましては5ページに記載しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、6ページから11ページまでが決算報告でありまして、それぞれ貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告となっております。

7ページの中段、下に記載しておりますが、前期繰越収支差額は1,493万1,000円となっております。8ページの下の方の段に記載の当期の収支差額は278万1,000円を加えまして、最下段にありますように次期繰越収支差額は1,771万2,000円となります。

財産目録でごらんいただきますと、10ページにありますように資産合計は7,246万5,000円となっております。負債合計は428万6,000円でありまして、これを差し引きまして正味財産は6,817万9,000円となります。

次に、12ページから16ページまでは平成18年度の事業計画並びに収支予算につきまして記載しております。

事業計画におきましては、利用者の増加のための改善策として、年間計画イベントの遂行、オートキャンプサイト利用者への特典の強化、リピーターへのサービス強化、各種団体との連携等、付加価値をつけるとともに、経費の節減努力は当然のことながら、効率を考え、運営の安定化に努めることとし、年間計画といたしましては収入支出それぞれ7,236万1,000円の予算となっております。

以上で、簡単ではございますが、NEOふるさと財団の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第16号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について御説明をさせていただきます。

まず営業報告でございますが、1ページから2ページをごらんいただきたいと思います。

1の営業の概況といたしまして、愛知万博や12月からの記録的な大雪の影響、原材料の高騰等々の非常に厳しい状況で推移する中、顧客満足度の向上に努めてまいりました。今後も外部環境の変化、原油高等の依然として厳しい状況が続くことが予想されます。このような情勢を踏まえ、顧客ニーズに即応した特産品開発、サービス体制の向上、コストダウン、収益性の向上等による企業体質の強化を図ります。

3ページから4ページにかかけましては、会社の概況、取締役及び監査役、売上分析につきまして記載をしております。

5ページには会議の開催状況を記載しておりまして、取締役会が2回と株主総会が1回開催されております。

当期の業績につきましては、売上高が6,758万円、前年同期比が8.6%減であります。営業利益はマイナス831万円、営業外収益は573万6,000円でありました。当期純利益はマイナス268万6,000円となっております。資産合計は2,833万2,000円となっております。負債合計につきましては1,383万8,000円。これを差し引きまして、正味財産は1,449万4,000円であります。

6ページから12ページまでが決算報告でありまして、それぞれ貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、利益処分案、監査報告書となっております。

13ページから20ページにかかけましては、平成18年度の事業計画並びに収支予算につきまして記載しております。

事業計画につきましては、特産品づくりを通して農林水産業や観光産業等の活性化に努め、活力あるまちづくりの推進に寄与し、顧客満足度100%を目標に掲げ、収入支出それぞれ7,800万円の予算となっております。

以上で、株式会社うすずみ特産の補足説明とさせていただきます。以上であります。

○議長（上谷政明君）

報告第13号 財団法人織部の里もとの経営状況を説明する書類について、報告第14号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第15号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第16号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類については、以上をもって報告を終わります。

暫時休憩をします。13時から会議を再開しますので、よろしくお願ひします。

午前11時55分 休憩

---

午後0時58分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

---

日程第19 議案第51号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第19、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員の河村泰子氏の任期が平成18年9月30日付で任期満了となりますため、同氏を委員候補として推薦するに当たりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第20 議案第52号から日程第28 議案第60号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第20、議案第52号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第28、議案第60号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第52号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が施行されましたため、改正するものでございます。

議案第53号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第52号と同じく、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が施行されましたため、改正するものでございます。

議案第54号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院規則10-11の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第55号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第52号と同じく、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が施行されましたため、改正するものでございます。

議案第56号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されましたため、改正するものでございます。

議案第57号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が施行されましたため、改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

議案第58号 本巣市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、糸貫ぬくもりの里の管理を指定管理者に行わせるため、

改正するものでございます。詳細につきましては、健康福祉部長より御説明を申し上げます。

議案第59号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは行政改革大綱実施計画に基づき、委員定数の削減及び商工会の合併に伴い、委員の委嘱団体名を変更するため、改正するものでございます。

議案第60号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第59号と同じく、行政改革大綱実施計画に基づき、委員定数の削減及び商工会の合併に伴い、委員の委嘱団体名を変更するため、改正するものでございます。

この2議案につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

#### ○議長（上谷政明君）

議案第52号から議案第57号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

#### ○総務部長（土川 隆君）

では、議案第52号から順次補足説明をさせていただきます。お手元の説明資料の43ページをごらんいただきたいと思っております。本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例につきましては、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する制度を定めたものであります。その中で、改正趣旨につきましては記述のとおりでございまして、2番目の改正内容につきましては通勤の範囲の改定ということであります。

2点ございまして、1点目、複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動、また2点目、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を加えるということであります。

また(2)といたしまして、障害の等級に係る規定の改正、第13条から別表関係でございまして、文言の改正及び障害等級ごとの障害の程度について、総務省令で規定を定めるというものであります。

3番目の適用関係でございまして、この改正後の条例につきましては、平成18年4月1日から適用するというものでございます。

続きまして、議案第53号でございまして、48ページをごらんいただきたいと思っております。

1点目の改正趣旨につきましては、議案第52号と同様であります。

2点目の改正内容につきましては、これも通勤の範囲の改定ということで、1といたしまして複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動と、2といたしまして単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動の2点を加えるというものでございます。

3番の適用関係ということで、この条例は公布の日から施行し、18年4月1日から適用するというものであります。

続きまして、議案第54号でございまして、50ページをごらんいただきたいと思っております。本巢市職員

の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正趣旨につきましては記載のとおりでありまして、2番目の改正内容でございます。早出・遅出勤務の対象職員の範囲の拡大を図るということでありまして、第8条の2関係でございます。次に掲げる職員を対象の範囲に加えるということでありまして、小学校に就学している子のある職員であって、市の規則で定めるものを加えるということで、市の規則改正を予定しておりますが、中身につきましては、児童福祉法第6条の2第3項に規定する放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を行う施設にその子を出迎えるために行く職員ということでもあります。

(2)といたしまして、以上の改正に伴う字句の整理ということで、「当該子」を「その子」に改める。また「市の規則で定めるところ」を「市の規則の定めるところ」に改めるといったものであります。

3番目の適用関係でございますが、この条例による改正後の本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、公布の日から適用するというところでございます。

続きまして、議案第55号でございます。54ページをごらんいただきたいと思います。本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1番目の改正趣旨でございますが、議案第52号と同様であります。

2番目の改正内容であります。これにつきましても通勤の範囲の改定ということで、2点、通勤の範囲に加えたということで、先ほどと同様でございます。

3番目の適用関係でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用するというものでございます。

続きまして、議案第56号でございます。本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1番目の改正趣旨につきましては、記載のとおりであります。

2番目の改正内容につきましては、退職報償金の支給額の引き上げということでありまして、引き上げの対象になるのは、階級が分団長、副分団長、部長・班長で、勤務年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満の区分で、それぞれ2,000円引き上げるものであります。

3番目の適用関係でございます。この条例につきましては、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用するというものであります。

続きまして、議案第57号でございます。60ページをごらんいただきたいと思います。本巢市税条例の一部を改正する条例の概要ということで、改正理由は記述のとおりでありまして、本則部分ですが、第34条の2、所得控除の規定でございます。損害保険料控除が全廃され、地震保険料控除となるということでありまして、上限2万5,000円、現行が1万5,000円ということでありまして、

34条の3ですが、所得割の税率の規定でございます。税率を100分の6、いわゆる6%とするということでありまして、県民税を合わせると10%ということでありまして、

34条の4ですが、これは法人税割の税率ですが、税率の変更はないということでありまして、

34条の6、調整控除という規定でございます。個々の納税者の負担が変わらないよう、個人住民

税において所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置ということでありまして、次の額を所得割額から控除するということでもあります。

アといたしまして、個人住民税の合計課税総所得金額が200万円以下の場合には、a、bのいずれか少ない金額の5%、うち県税が2%、市民税が3%ということでもあります。aといたしますのは人的控除差の合計額、bは合計課税所得の金額ということでもあります。

イといたしまして、個人住民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合であります。aからbを控除した金額、5万円未満の場合は5万円ということでもあります。これが5%ということでもあります。aといたしますのは人的控除差の合計額、bは合計課税所得金額から200万円を控除した金額ということでもあります。

34条の7につきましては、字句の整備を行うものであります。

34条の8につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の規定でございます。配当割額または株式等譲渡所得割額控除における市民税の控除率割合を総合課税の税率に合わせて改正するというものであります。

36条の2ですが、市民税の申告の規定でございます。これにつきましては、字句の整備をするというものでございます。

53条の4ですが、分離課税に係る所得割の税率。総合課税における所得割の税率改正に合わせての改正ということでもあります。退職所得の分離課税に係る所得割の税率が一律6%ということでもあります。

57条、59条は字句の整備ということでもあります。

本則の附則ということで、第6条、第6条の2、6条の3、7条につきましては、字句の整備を行うものであります。

第7条の2については削除ということでもあります。

第7条の3、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございます。既に受けている住宅ローン控除適用者について、税負担の変動が生じないように、移譲前の所得税額において控除できた額と同等の負担減となるように、個人住民税の減額措置を行うものということでもあります。

第8条から第21条までは、総合課税における所得割の税率改正に合わせての改正ということで、詳細は下記のとおりであります。一読いただきたいと思っております。

次の62ページでございます。下の附則の欄でございます。施行期日ということで、改正規定の施行期日を定めるということと、市民税の経過措置、読みかえ規定等の規定がなされるものでございまして、施行期日につきましては、次の63ページと64ページにそれぞれの条文における施行日について、右の欄に記載をさせていただいております。

以上が議案第57号についての補足説明ということでもあります。よろしくご説明申し上げます。以上でございます。

#### ○議長（上谷政明君）

議案第58号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、議案第58号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

条例改正の概要の 104から 106ページをお開きいただきたいと思います。

現行、管理を指定管理者による管理に、第3条、ぬくもりの里の管理は「市長が行う」を、「法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。」に改め、以下2項、3項、4項は、ごらんのように追加をするものであります。

現行、職員、第4条につきましては削除をさせていただきますので、以下第5条から第15条までは1条ずつ繰り上げをさせていただくものであります。したがって、現行第8条中の第6条以下、1条ずつ繰り上げをさせていただくものであります。

附則につきましては、この条例は平成18年7月1日から施行するというものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第59号と議案第60号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第59号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について補足の説明をさせていただきます。

説明資料の 107ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条第1項中の委員「20人」を「15人」に改めるもの。これにつきましては、提案理由で市長が申しましたように、行政改革大綱実施事項計画に基づきまして改めるものであります。

それから同条第2項第5号中、「農業団体」を「農業生産者組織」に改めるものであります。これにつきましては、同項にそれぞれ農業団体に含まれるもの、農業委員会の委員とか農業協同組合の理事、土地改良区の理事等が入っておりますので、農業生産者組織として明確にするものであります。

それから同項第7号ですけれども、これは提案説明にもありましたように、商工会の合併に伴いまして、今まで各旧商工会の役員となっておりましたが、市商工会の役員に改めるものであります。

この条例は公布の日から施行するということでございます。

続きまして、議案第60号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

これにつきましては資料の 108ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条第1項中、委員「20人」を「15人」に改めるものでございます。これにつきましても、提案理由の理由によるものであります。

それから、同条第2項第4号を改めるものでありまして、これにつきましては先ほど申し上げま

した商工会の合併に伴います改正でありまして、市商工会の役員ということで改めるものであります。

この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第52号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は総務企画委員会に付託をすることに決定いたしました。

議案第53号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は総務企画委員会に付託をすることに決定いたしました。

議案第54号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第55号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第56号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第57号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

## ○21番（鵜飼静雄君）

本案については、3兆円の税源移譲の関係で出てきているというふうに思います。所得税と市民税との人的控除の差による負担増が出てくるので、これが今回、34条の6で調整控除という形で出てくるとは思います。説明の中でこの34条の6の最初に、個々の納税者の負担が変わらないようにこの調整控除がなされるということで、そのことはわかりますが、ただ、今まで所得税で払っていた分の減った分を今度市民税で払うという形になり、そのことによって市民税をベースにして公共

料金を払っている、例えば保育料でいうとB・C階層、そうしたところに対する影響が現実的に起こり得るのではないかという気がいたしますが、そのあたりは、もしほかにもあればそれも含めてどうなのかということの説明願いたいというふうに思いますが。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

今回、個人住民税が、市と県と合わせて一律10%になるということでありまして、所得税につきましては、今まで10%・20%・30%・37%の4段階の税率であったのが、5・10・20・23・33・40ということで6段階に変更になるということでありまして、住民税だけを見ると、確かに低所得者には増税になるように見えますが、所得税の最低税率が10%から5%へ引き下げられたということで、所得税プラス個人住民税の税率構造は税源移譲の前後で基本的に同じだろうということで、納税者の負担は変わらないといった、国、いわゆる総務省の見解でありますので、個々のケースについてはまだ私たちが把握しておりませんが、基本的にはこのような負担になると、変わらないということであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

21番 鶴飼静雄君。

○21番（鶴飼静雄君）

だれに質問するというのを明確にしなかったんで申しわけないんですけども、とりあえず先ほど、例えば一つ例を申し上げた保育料のB・C階層がありますので、そのほかにも住民税をベースにしてというものがあれば教えてほしいということを申し上げたんで、なければそれで結構なんで、あと保育料について、そういうことが起こり得るのかどうなのかということだけ御答弁願いたいと思います。健康福祉部長、お願いします。

○議長（上谷政明君）

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、今回の税制改正によりまして、保育料に影響するのではないかとということにつきましてお答えをさせていただきます。

保育料の基準額表は、御承知のようにAからD5までの九つの階層に区分をされております。その中で、議員御指摘のB・Cにつきましては、B・C1・C2の階層についてでございますけれども、B階層は市町村民税の非課税世帯であります。改正前と改正後と比較、試算をしてみますと、仮に夫婦と子供2人の4大家族と仮定した場合、均等割の非課税限度額は、改正前が129万6,000円、改正後が128万8,000円と8,000円下がることとなりますし、C1階層につきましては所得割の非課税限度額は、改正前は163万円、改正後が160万円と3万円下がることとなります。この8,000円と3万円の中に入る世帯があるとしたら、その人には影響があることとなりますが、

現実問題として、ゼロとはいいませんが、ほとんどないのではないかと考えられますし、またこの部分につきましては、均等割、所得割の非課税限度額の基礎額の変更に伴う加算額の見直しによるものでありまして、税源移譲に伴うものではないというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

またもう一つ、C2階層でございますけれども、所得割の課税世帯についてであります。この部分につきましては調整控除が適用されますので、影響がないものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第58号 本巣市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

議案第59号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

今回のこの委員の改正の中で説明の中にありました農業生産者組織の代表者に改められるということなんですが、農業生産者組織というのは、農業団体を構成する一部の組織だろうと思います。

私はそういうふうに理解しておるんです。こういう委員会とかの中に女性を入れていこうという傾向がある中で、これを農業団体から農業生産者組織というものに改めていくことによって、女性にこういう委員会の中で意見を求めていこうとするような場合においては、少し流れの中から違った方向ではないのかというふうに私は感じるのですが、農業生産者組織というものは、ある意味で本巢市の中でいくと限定されてまいります。農業団体という形にするならば、ある意味で女性団体の代表の方、あるいは役員の方を取り入れていくような形の部分でも、選考する中で非常にしやすい名称になっているというふうに私は理解しておったんです。生産者組織の代表者という限定をされますと、この委員会、協議会の中での女性の委員を見つけていこうと、あるいは参画していただくとした場合にはどうなんだろうかというふうに感じますが、その点、執行部の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

先ほど補足説明で説明しましたように、委員の中の3条の中の農業委員会の委員とか、農業協同組合の理事、土地改良区の理事、また共済の役員も含めて農業団体というふうにとらえて、そういった言い方をしておりましたけれども、別にこういった農業委員会とか農協とか、土地改良区の理事が別にありますので、今回、農業生産者組織の代表というふうに改めてさせていただきますが、ただいまの御意見の女性は全くないとは言い切れないと思いますので、そういった御意見もお聞きしながら、今後委員の選任について考えてまいりたいと。

例えば、振興会等がこういった農業生産者組織の代表に入りますので、そういった中でも全く考えられないというふうにはならないと思いますので、そういったことで御理解を願いたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

議案第60号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第29 議案第61号（上程・説明・質疑・委員会付託）

##### ○議長（上谷政明君）

日程第29、議案第61号 根尾生活支援ハウスほか14件の指定管理者の指定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

##### ○市長（内藤正行君）

議案第61号 根尾生活支援ハウスほか14件の指定管理者の指定についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、根尾生活支援ハウスほか14施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定するものでございます。詳細につきましては、健康福祉部長より御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

##### ○議長（上谷政明君）

議案第61号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

##### ○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、議案第61号 根尾生活支援ハウスほか14件の指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。

平成15年6月の地方自治法の改定、同年9月施行によりまして、公の施設に関する指定管理者制度が発足して以来3年が経過をいたしました。直営施設を除き、現在公設、財団等に管理委託している施設につきましては、本年9月までに指定管理者制度に移行することとされております。

したがって、69ページから70ページに掲げてあります根尾生活支援ハウスから真正老人福祉センターまでの15件につきまして、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会に本年7月1日から平成23年3月31日までの間、指定管理者として指定をしたいというものであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

##### ○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、文教福祉委員会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第30 議案第62号（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（上谷政明君）

日程第30、議案第62号 字の区域の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

#### ○市長（内藤正行君）

議案第62号 字の区域の変更について御説明を申し上げます。

早野区域におきまして、字の区域が混在していましたため、字の区域を整理し変更したいので、地方自治法第 260条第 1 項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○議長（上谷政明君）

議案第62号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

#### ○産業建設部長（服部次男君）

それでは議案第62号、字の区域の変更に関する概要説明をさせていただきます。

本変更を必要とする地域の現況は、別添の図 1 左側の字蜂尻の農地部分は、土地改良事業において字村西に変更されており、現在は字村西の中に飛び地状に分散している宅地 5 筆だけが残っている状況であります。

また図 1 右側の字村東道下については、国道 303号の道路改良により道路の南北に字が二分されている状況であります。これらの地域の土地は隣接する字の土地と宅地として一体利用されており、一つの土地の中に字の境がある状況であります。このため、地積調査事業において、字の区域の変更をすることについて既に地権者の了承を得ており、平成 5 年度に旧糸貫町の議会において議決をいただいておりますが、県に字の区域の変更の届け出について協議をしたところ、議決が古いため、再度議決を要するということでもありますので、今回、図 2 のように変更をお願いするものであります。

簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第62号 字の区域の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第31 議案第63号から日程第33 議案第65号まで（上程・説明）

#### ○議長（上谷政明君）

日程第31、議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてから日程第33、議案第65号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

#### ○市長（内藤正行君）

議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ 9,221万 1,000円を増額するものでございます。詳細につきましては、助役より御説明を申し上げます。

議案第64号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 398万 9,000円を減額するものでございます。詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

議案第65号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1,300万円を増額するものでございます。詳細につきましては上下水道部長より御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

議案第63号から65号までの補足説明と質疑は、明日の全員協議会において行います。

議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第64号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第65号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第63号から議案第65号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。議案第63号は各常任委員会で、議案第64号は文教福祉委員会で、議案第65号は産業建設委員会でそれぞれ審査をお願いいたします。

---

#### 日程第34 議員派遣について

##### ○議長（上谷政明君）

日程第34、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、本巢市議会会議規則第161条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各常任委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は6月15日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で、文教福祉委員会は6月16日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は6月15日午後1時30分から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催いたします。

---

## 散会の宣告

### ○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

明日6月14日午前9時から全員協議会を開催いたしますので、御参集ください。

なお、6月14日から20日までは休会とし、6月21日午前9時から本会議を開会し、一般質問を行いますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員